

業務委託契約におけるスライド条項の運用基準

厚木市が発注する業務委託契約において、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）については、以下に定める事項により運用するものとする。

1 定義等

(1) 請求日

スライド条項の規定により、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

(2) 基準日

請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残履行期間

基準日以降の履行期間とする。

(4) スライド額

スライド条項の適用に伴う契約金額の変更額をいう。

(5) 直接人件費

当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給料、諸手当及び賞与に係る経費をいう。

(6) 物品費

当該業務に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費をいう。

(7) 業務管理費

当該業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な経費（直接人件費及び物品費を除く。）をいう。

(8) 一般管理費

受注者が企業を維持運営していくために必要な経費をいう。

(9) 様式については、次のものをいう。

様式1：賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について（請求）

様式2：賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日及び協議開始日について

様式3：賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定によるスライド額について（協議）

様式4：賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について（承諾）

様式5：賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定によるスライド額について（通知）

2 適用対象契約

次のいずれかに該当する業務委託契約のうち、履行期間が14か月以上のもの。

- (1) 庁舎その他の建物（その敷地を含む。）における清掃、警備、駐車場管理、窓口受付、案内又は電話交換に関する契約
- (2) 道路、公園その他の施設の清掃に関する契約
- (3) 給食の調理に関する契約
- (4) 電気通信設備の保守管理に関する契約

※ 上記以外の業務委託契約であっても、発注者が必要と判断し、かつ任意の日（基準日を想定）において、契約数量について未履行部分と履行済部分が明確に確認できるものについては、対象とすることができる。

※ 指定管理業務は業務委託契約ではないため、本制度の適用とはならない。

3 対象経費

履行開始日から12か月経過した基準日以降の残業務量に対する直接人件費、物品費、業務管理費及び一般管理費とする。

※ 従事者数（歩掛）等の変更については考慮するものではない。

また、対象経費は、契約書、内訳書（スライド条項用）等にスライド協議の対象とする経費に係る契約数量が明記されており、任意の日（基準日を想定）において契約数量について未履行部分と履行済部分に分けて確認できるものとする。

4 入札公告等における明示

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の(1)及び(2)の方法で明示する。

※ 入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはならない。

(1) 入札公告等にスライド条項の適用対象契約であることが分かる文言を記載する。

《記載例》

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約です。本制度の詳細については、本市ホームページ掲載の「業務委託契約におけるスライド条項の運用基準」を御覧ください。

なお、スライド条項に基づき変更契約を行った場合、下記について適切に対応をお願いいたします。

1 労働者への賃金水準の引上げ

2 発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託した場合は、再委託先の事業者において、労働者への賃金水準の引上げを行うために必要な額による再委託に関する契約の締結及び労働者への適切な水準の賃金の支払いを再委託先の事業者に対し要請する等の特段の配慮

(2) 仕様書の一部として「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を添付する。

5 契約締結時の注意点

(1) 落札者は開札後、対象経費の額を記載した内訳書（スライド条項用）を発注者へ提出する。

※ 内訳書（スライド条項用）の提出がない場合は、スライド条項の適用はできない。

(2) 契約締結の際には、契約書に「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」を添付する。

6 スライド協議の請求

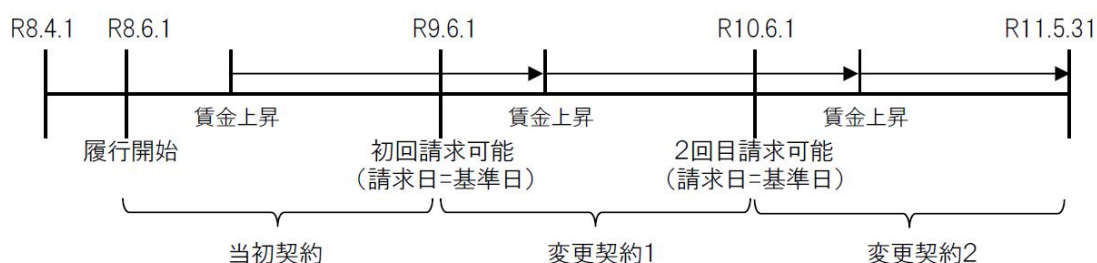
発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、履行開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から行うことができる。（様式1）ただし、請求に際しては、残履行期間が基準日から2か月以上あるものとする。

なお、請求に当たっては、スライド協議の請求可能日の1か月前（履行開始日から11か月经過後）を目途に、適用対象契約について発注者と受注者で事前打合せを行い、事前に試算したスライド額や今後の手続の進め方を確認するものとする。

【スライド協議のスケジュール例】

契約締結日：令和8年6月1日

履行期間：令和8年6月1日～令和11年5月31日（36か月）



初回スライド協議：令和9年6月1日から請求可能（請求日=基準日となる）

2回目スライド協議：令和10年6月1日から請求可能（請求日=基準日となる）

7 スライド額の基準日及び協議開始日の設定

発注者は、受注者と協議してスライド額の基準日及び協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に通知する。（様式2）

8 履行済部分の確認

(1) 基準日における残業務量を算定するため、発注者は履行済部分の確認を行う。

履行済部分の確認は、監督員が業務の契約数量を示した仕様書等、受注者作成の資料（※）及び現場確認（現場で履行済部分の確認ができる業務の場合）に基づき行うものとし、発注者から資料の追加提出や報告を求める場合があるものとする。

※ 受注者作成の資料について

資料の指定書式はなく、履行済部分の確認ができる資料を指すものとする（工程表や設計書、内訳書（スライド条項用）等を基に作成した資料を想定）。提出時期は、スライド額の決定までに随時提出とする。なお、履行期間等でスライド額が明確に算出することが可能な場合は、提出不要とする。

(2) 現場搬入材料については、業務履行箇所に納入されたことを確認できたものは履行済部分として取り扱う。また、受注者と製造者又は販売者等との契約書にて材料

契約完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料についても履行済部分として取り扱う。

- (3) 契約数量のうち、完了していないが一部着手している部分については、履行済部分として取り扱う。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により業務が遅延していると認められる部分については、増額スライドの場合は履行済部分に含め、減額スライドの場合は履行済部分に含めないものとする。

9 スライド額の算出

契約締結時に受注者から提出された内訳書（スライド条項用）を基に、次式によりスライド額を算出する。

なお、受注者の負担は、変動前契約金額の100分の1とする。

(1) 増額スライド額の場合

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

(2) 減額スライド額の場合

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

※ 上記の式において、S増、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

S減：減額スライド額

P1（変動前契約金額）：契約金額から基準日における履行済部分に相応する契約金額を控除した額

P2（変動後契約金額）：基準日時点の賃金及び物価等を基礎として算出したP1に相当する額（※（3）により算出）

(3) P2は、次のアからエを合計した額とする。

- ① 直接人件費：P1のうち、直接人件費の額に神奈川県最低賃金の変動率（小数第8位を四捨五入する）を乗じた額
- ② 物品費：P1のうち、物品費の額に消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）の変動率（小数第8位を四捨五入する）を乗じた額
- ③ 業務管理費：P1のうち、直接人件費（物品費がある場合はそれを加えた和）に対する業務管理費の割合を算出し（小数第8位を四捨五入する）、基準日時点の①直接人件費（②物品費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額
- ④ 一般管理費：P1のうち、直接人件費（物品費及び業務管理費がある場合はそれを加えた和）に対する一般管理費の割合を算出し（小数第8位を四捨五入する）、基準日時点の①直接人件費（②物品費及び③業務管理費がある場合はそれを加えた和）にその割合を乗じた額

(4) スライド額の算出に当たって生じた小数点以下の取扱いは次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税相当額：1円未満の端数については切り捨て

イ それ以外の計算時に生じたもの：1円未満の端数については四捨五入

10 スライド額の決定

算出したスライド額について、発注者と受注者で協議を行う。(様式3)

受注者は、異議のない場合は、スライド額協議開始日から14日以内に発注者へ承諾書を提出する。(様式4)

なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、受注者へ通知する。(様式5)

11 変更契約の時期

変更契約は、スライド額の決定の日から7日以内に行うものとする。

12 その他

(1) 本制度の適用により契約金額を変更した後に、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、変更後の契約金額を基に算出するものとする。

(2) 変更契約の際、受注者は労働者への賃金の引上げ等について適切に対応するよう努めること。

(3) 予算措置に関して、補正予算が必要となった場合の変更契約は、補正予算の議決後となるため、十分に余裕を持ったスケジュールとなるよう発注者と受注者で事前に協議すること。

(4) 本制度に定めるもののほか、スライド条項の適用に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

【スライド額の計算例】

(例) 履行期間：令和8年6月1日～令和11年5月31日 (36か月)

基準日：令和9年6月1日

契約金額：7,580,100円 (直接人件費：4,860,000円、物品費：291,000円、
業務管理費：780,000円、一般管理費：960,000円、消費税：689,100円)

1 1回目のスライドによる変更契約

◆ P1の算出 (未履行部分 24か月)

変動前契約金額

直接人件費	3,240,000円	
物品費	194,000円	
業務管理費	520,000円	
一般管理費	640,000円	
計 (税抜)	4,594,000円	
消費税	459,400円	
合計 (税込)	5,053,400円	

業務管理费率	0.1514269	業務管理費 ÷ (直接人件費 + 物品費) ※ 小数第8位を四捨五入
一般管理费率	0.1618614	一般管理費 ÷ (直接人件費 + 物品費 + 業務管理費) ※ 小数第8位を四捨五入



◆ P2の算出

(1回目のスライド協議、神奈川県最低賃金5%、消費者物価指数3%上昇した場合)

変動後契約金額

直接人件費	3,402,000円	$3,240,000 \times 1.05$
物品費	199,820円	$194,000 \times 1.03$
業務管理費	545,412円	$(3,402,000 + 199,820) \times 0.1514269$
一般管理費	671,277円	$(3,402,000 + 199,820 + 545,412) \times 0.1618614$
計 (税抜)	4,818,509円	
消費税	481,850円	
合計 (税込)	5,300,359円	

スライド額算出

変動前契約金額 (P1)	5,053,400円	
変動後契約金額 (P2)	5,300,359円	
受注者負担分	50,534円	(P1) 変動前契約金額 × (1/100)
スライド額 (変更額)	196,425円	(P2) (P1) (P1 × 1/100) 変動後契約金額 - 変動前契約金額 - 受注者負担分

(例) 履行期間：令和8年6月1日～令和11年5月31日（36か月）

基準日：令和10年6月1日

※ 1の1回目のスライドによる変更契約時の例を引用

2 2回目のスライドによる変更契約

◆ P1の算出（未履行部分 12か月）

変動前契約金額

直接人件費	1,701,000円	
物品費	99,910円	
業務管理費	272,706円	
一般管理費	335,639円	
計（税抜）	2,409,255円	
消費税	240,925円	
合計（税込）	2,650,180円	

業務管理费率	0.1514268	業務管理費 ÷ (直接人件費 + 物品費) ※ 小数第8位を四捨五入
一般管理费率	0.1618617	一般管理費 ÷ (直接人件費 + 物品費 + 業務管理費) ※ 小数第8位を四捨五入



◆ P2の算出

（2回目のスライド協議、神奈川県最低賃金6%、消費者物価指数3%上昇した場合）

変動後契約金額

直接人件費	1,803,060円	$1,701,000 \times 1.06$
物品費	102,907円	$99,910 \times 1.03$
業務管理費	288,614円	$(1,701,000 + 102,907) \times 0.1514268$
一般管理費	355,219円	$(1,701,000 + 102,907 + 288,614) \times 0.1618617$
計（税抜）	2,549,800円	
消費税	254,980円	
合計（税込）	2,804,780円	

スライド額算出

変動前契約金額 （P1）	2,650,180円	
変動後契約金額 （P2）	2,804,780円	
受注者負担分	26,502円	$(P1) \text{ 変動前契約金額} \times (1/100)$
スライド額 （変更額）	128,098円	$(P2) \text{ 変動後契約金額} - (P1) \text{ 変動前契約金額} - (P1 \times 1/100) \text{ 受注者負担分}$